

公立大学法人長野県立大学奨学寄付金取扱規程

平成 30 年 規程第 325 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人長野県立大学（以下「法人」という。）における奨学寄付金の取扱いについて必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規程において奨学寄付金とは、法人における教育研究の奨励を目的として、理事長が次に掲げるものに充てるため受入れを決定したものをいう。

- (1) 教育及び学術研究に要する経費
- (2) 学生の修学支援に要する経費
- (3) 教育及び学術研究に要する設備等の購入

(受入れの制限)

第 3 条 次に掲げる条件が付されている寄付金は、奨学寄付金としてこれを受入れない。

- (1) 寄付金により取得した財産を無償で寄付者に譲与すること
- (2) 寄付金による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権及びその他これらに準ずる権利を寄付者に譲渡し、又は使用させること
- (3) 寄付金の使途について、寄付者が会計検査を行うこと
- (4) 寄付申込み後、寄付者がその意志により寄付金の全額または一部を取消することができること
- (5) その他、理事長が特に支障があると認める条件が付されていること

(寄付の申込み)

第 4 条 奨学寄付金の申込みをしようとする者（以下「寄付申込者」という。）は、理事長に奨学寄付金申込書（様式 1）を提出するものとする。

(受入れの受諾又は辞退)

第 5 条 理事長は、前条の申込みが適当と認めるときは受入れを決定し、寄付申込者に奨学寄付金申込受諾書（様式 2）により通知を行う。

2 理事長は、前条の申込みが適当ではないと認めるときは受入辞退を決定し、寄付申込者に奨学寄付金受入辞退通知書（様式 3）により通知を行う。

(使途計画書等の提出)

第 6 条 理事長は、前条第 1 項により寄付金を受入れしたときは、学長を通じ、当該教育又は学術研究等を行う職員に奨学寄付金使途計画書（様式 4）を提出させるものとする。

(使途の決定)

第 7 条 前条により提出された奨学寄付金使途計画書に基づき、大学運営会議の議を経て、理事長が使途を決定する。

(委任)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、奨学寄付金の取扱いについて必要な事項は、理

事長が別に定める。

附 則
この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。